



平成 27 年 11 月 6 日

各 位

大阪府中央区安土町 2 丁目 3 番 13 号
株 式 会 社 情 報 企 画
代表取締役社長 松 岡 仁 史
(コード番号：3712 東証第二部)
問い合わせ先：取締役 橋本 政幸
電話番号：(06) 6265-8530

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 6 日開催の取締役会において、平成 27 年 12 月 17 日開催予定の当社第 29 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号。以下、当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実という観点から、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、当該移行のために、所要の変更を行うものであります。(変更案第 4 条並びに第 4 章、第 5 章(現行定款第 5 章の削除を含む)、第 6 章及び附則の規定)
- (2) 改正会社法によって、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、所要の変更を行うものであります。なお、当該定款変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。(変更案第 23 条第 2 項)
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、剰余金の配当等を取締役会決議によって行うよう、第 25 条(剰余金の配当等の決定機関)を新設するものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う章数及び条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 12 月 17 日(木)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 12 月 17 日(木)

以 上

(別紙)

(下線部は変更箇所を示しております)

現 行	変更案
<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査役、監査役会</u>及び会計監査人を置く。</p> <p>第5条～第15条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 <u>取締役及び取締役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当社には、<u>取締役3名以上</u>を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第17条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">2. <u>補欠又は増員</u>のため選任された取締役の任期は、<u>現任</u>取締役の残任期間とする。</p>	<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、取締役会、<u>監査等委員会</u>及び会計監査人を置く。</p> <p>第5条～第15条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当社には、<u>監査等委員である取締役以外の取締役8名以内、監査等委員である取締役5名以内</u>を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第17条 取締役の選任は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役以外の取締役と監査等委員である取締役を区別して</u>、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第18条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役</u>の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">3. <u>補欠のため選任された監査等委員である取締役</u>の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役</u>の残任期間とする。</p>

現 行	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 19 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 20 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示し、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>4. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(員数)</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 取締役会</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 19 条 取締役会は、<u>監査等委員である取締役以外の</u>取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第 20 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3. <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定に基づき、その決議により、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>4. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>5. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>

現 行	変更案
<p><u>第 21 条 当会社には、監査役 3 名以上を置く。</u></p> <p><u>(選任)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 22 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 23 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 24 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p> <p><u>(監査役会)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 25 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の 1 週間前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p>
	<p><u>第 6 章 監査等委員会</u></p> <p><u>(常勤監査等委員)</u></p> <p><u>第 21 条 監査等委員会の決議により、常勤監査等委員若干名を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会)</u></p> <p><u>第 22 条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u></p>

現 行	変更案
<p>第6章 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第26条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役、社外監査役及び会計監査人との間に、任務を怠ったことによる</u>当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>	<p><u>る。</u></p> <p><u>2. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第7章 取締役及び会計監査人の責任免除</p> <p>(損害賠償責任の一部免除)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役(取締役であった者を含む。)の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>及び会計監査人との間に、任務を怠ったことによる当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</p>
<p>第7章 計算</p>	<p>第8章 計算</p>
<p>第27条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>
<p><u>(剰余金の配当)</u></p> <p>第28条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(自己株式の取得)</u></p> <p>第29条 <u>取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行	変更案
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u> <u>第 25 条 当社は、取締役会の決議により、法令が定めるところにより、剰余金の配当等を行うことができる。</u>
(新設)	<u>(剰余金の配当の基準日)</u> <u>第 26 条 剰余金の配当としての期末配当は毎年 9 月 30 日、中間配当は毎年 3 月 31 日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対してこれを行うことができる。</u>
第 <u>30</u> 条 (条文省略)	第 <u>27</u> 条 (現行どおり)
(新設)	<u>(附則)</u> <u>当社は、取締役会の決議をもって、第 29 期定時株主総会終結前の行為に関し、監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。</u>